平成２１年（フ）第２１７４号
札幌市東区北23条東16丁目４番30号　ピアハイツ101号
債務者　七田登美子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１８７号
札幌市北区百合が原11丁目183番地19山倉悟方
債務者　今野　重雄
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１９８号
札幌市豊平区西岡１条11丁目１番１号　橋場ハイツ101号
債務者　山本　志織（旧姓布袋）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０１号
札幌市豊平区中の島１条１丁目６番16―910号、住民票上の住所前橋市本町１丁目11番２―402号　本町シルクマンション
債務者　福岡　政樹
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１２号
札幌市南区真駒内柏丘１丁目７番２―401号
債務者　掛橋　悠佑（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１６号
札幌市中央区南23条西15丁目１番21―423号
債務者　神田美惠子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２２８号
札幌市西区山の手６条５丁目３番23号
債務者　大島　禎司
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１１号
北海道旭川市緑が丘１条２丁目１番地の１市住3221号
債務者　菅野　　閑
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７７号
岩手県二戸市金田一字大沼24番地14、旧住所埼玉県蓮田市桜台２丁目３番14号
債務者　蘆田かおる
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４６９号
盛岡市西下台町14番29号　コーポ高橋１号、旧住所盛岡市厨川２丁目30番６―501号
債務者　田中　健一
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４７４号
盛岡市本町通１丁目７番24号
債務者　藤川　百恵
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２７１号
群馬県高崎市中居町２丁目22番地１　県住Ｆ棟137号
債務者　坂田　俊幸
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３９０号
新潟市中央区上所中１丁目８番７号　第32礎アパート８号
債務者　佐藤　直美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７号
新潟県燕市分水学校町２丁目４番26号
債務者　五十嵐里香子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１２０号
愛知県江南市大海道町神明130番地１
債務者　社本　初子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第９２０３号
大阪市淀川区東三国６丁目19番12―705号
債務者　今村　保雄
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２３４号
大阪府東大阪市寺前町２丁目５番10号
債務者　青木美代子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部